

東白川村 Reuse 事業「売却の流れ」

【エントリー方式の場合】

エントリー方式とは、募集期間を一定期間定め、その期間中にエントリーのあった方の中から、買受者を東白川村が決定します。

エントリー方式で売買される空き家は、空き家所有者が東白川村へ寄付を行った物件です。流れは下記のとおりです。

- ↓ 様式第 1 号東白川村リユース事業住宅等取得希望申出書を東白川村長あてに提出をします。
- ↓ エントリー期間終了後に東白川村が買受者を決定します。
- ↓ エントリーのあった全員の方に、その結果についてお知らせします。
- ↓ 買受者と東白川村の間で売買契約書を締結します。
- ↓ 代金の納入後、東白川村は所有権移転を行います。(登記物件のみ)

【先着決定方式の場合】

先着決定方式とは、募集期間は定めませんが、応募があった方を買受者として決定します。

先着決定方式で売買される空き家は、空き家所有者が売買を目的で空き家バンクに登録をしている物件となります。流れは下記のとおりです。

- ↓ 様式第 1 号東白川村リユース事業住宅等取得希望申出書を東白川村長あてに提出をします。
- ↓ その時点で買受者として決定します。
- ↓ 買受者と空き家所有者の間で売買契約書を締結します。
- ↓ 代金の納入後、東白川村は所有権移転を行います。(登記物件のみ)

【農地の取り扱いについて】

物件に農地や山林が含まれている場合は、これらを除外して物件を購入することはできません。このため、農地等が管理できることが前提となります。

農地については、東白川村農業委員会で農地取得に関する手続きをしていただくこととなります。農業委員会提出の書類作成、手続きについては、仮契約の段階で詳しく説明をさせていただきます。

選考の方法・選考の基準

【東白川村が行うエントリー方式での選考の方法】

選考が行われるのは、エントリー方式のみで、先着決定方式には選考はありません。

エントリー期間が終了しましたら、エントリーいただいた方の中から買受候補者を決定し1週間以内に文書で通知します。

決定通知を受けた買受候補者は、1週間以内に買い受け同意書を東白川村長に対して提出をして、買受が決定となります。そののち選考漏れとなった方へ「選考漏れ通知」を送付いたします。

買受候補者から1週間以内に同意書が提出されない場合、または、辞退の申出があった場合は、次点の方が買受候補者となります。

【東白川村が行うエントリー方式での選考の基準】

選考の基準

- 1) 移住世帯の世帯員数
- 2) 東白川村の事業所に勤務を希望する世帯員がある場合

なお、選考の経過等は公表いたしません。